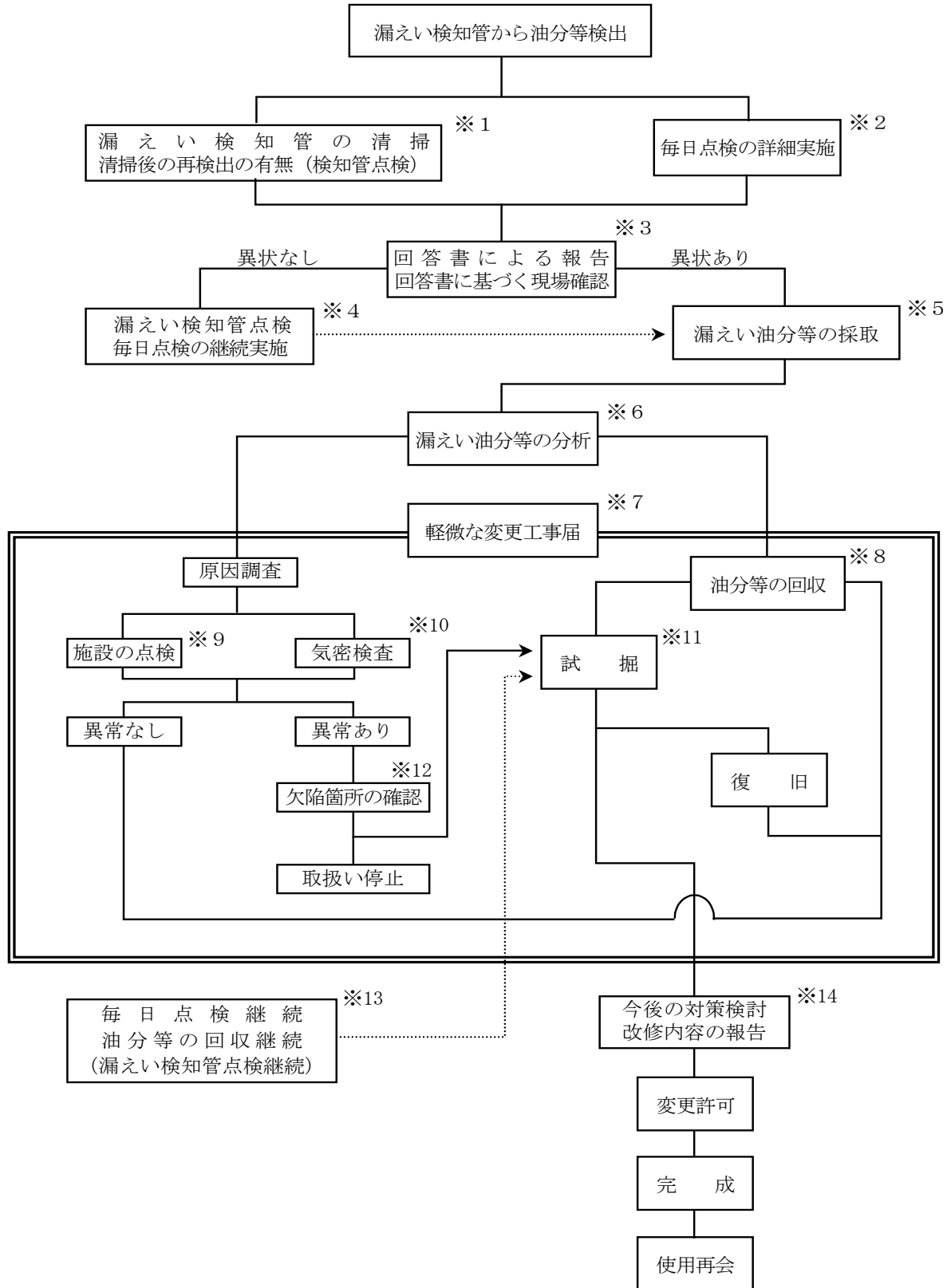


第28 地下貯蔵タンクの漏えい検知管から油分等が検出された場合の措置

漏えい検知管から油分等が検出された場合は、次のフローにより指示をするとともに、適正な処理を行うこと。

1 漏えい検知管から油分等検出時のフロー



※1 (1) 漏えい検知管の清掃は、次の簡易な方法で実施させること。

- ア 手動ポンプ等による吸い上げ
- イ 吸着剤の使用
- ウ 水の循環（地下水位が高い場合のみ）
- エ その他有効な方法

(2) 漏えい検知管の点検は、毎日行い、記録させること。また、隣接タンクがある場合も同じ点検をさせること。

※2 毎日点検（終業時及び始業時に行う油量の記録）及び使用量の記録は、すべての地下貯蔵タンクを対象として行わせること。

※3 (1) 回答書による報告は、※1及び※2の7日間の点検の記録等を立入検査等を実施した日から10日以内に報告させること。

(2) 回答書の提出後、速やかに現場を確認し、次により措置すること。

- ア いずれかの点検により異状が認められた場合には、調査及び回収を指示すること。また、その際、油分等が検出される場合は、油分等を採取すること。
- イ いずれの点検からも異状が認められなかった場合には、引続き※1及び※2の点検を継続するよう指示すること。

※4 継続点検の結果、異状が認められた場合には、※3(2)アによること。

※5 漏えいの疑いのあるタンクとして、予防部査察課（以下「査察課」という。）へ電話等で速報を送ること。

速報項目 ア 査察年月日

イ 事業所等の所在地、名称、代表者の氏名

ウ 危険物施設の概要（種別、品名、数量等）

エ 当該地下タンクの完成年月日

オ 当該地下タンクの区分（タンク室の有無、二重殻等）カ 査察時、現場確認時等の状況（漏えいの状況）

キ その他必要な事項

※6 (1) 現場確認時等に採取した油分等の分析は、安全管理局管理研究課に依頼すること。

(2) 分析の結果、貯蔵又は取扱い油種以外の油分であると確認された場合に限り、このフローによる気密検査を省略することができるものとする。

- ※7 気密検査、試堀等を行わせる場合には、軽微な変更工事届を提出させること。
なお、気密検査のために、タンクから油を抜き取る場合は、当該届出で処理できるものとする。
- ※8 油分等の回収において、次のいずれかに該当する場合は、試堀等を行わせること。
(1) タンク塗覆装の材質、漏えい油分等に性状、検出程度からみて、タンク塗覆装に異状があると認められる場合
(2) 回収の方法上、必要と認められる場合
- ※9 側溝、床面、分離槽など施設全体について、漏えいの有無を確認させること。
- ※10(1) 気密検査は、加圧試験により実施させること。
(2) 漏えいの疑いのあるタンクの気密検査の結果、異状が認められない場合には、隣接するタンクの気密検査も併せて実施させること。
(3) タンク室を有するタンクの場合は、同一タンク室内の全てのタンクについて、気密検査を実施させること。
- ※11(1) 試堀の範囲、大きさ等は、必要最小限にすること。
(2) 試堀の結果、タンク塗覆装に異状がないと認められる場合及び漏えい油分等の回収が終了したと認められる場合は、復旧させること。
- ※12 欠陥箇所の確認のための配管改造については、軽微な変更工事届出で処理できるものとする。
- ※13(1) 原因調査の結果、異状が認められなかった場合は、その旨査察課へ電話等で速報を送ること。
速報項目 ア 油分等の回収継続の有無
イ 気密検査の実施タンク及び実施日
ウ その他必要な事項
(2) 毎日点検を継続実施させるとともに、油分等の回収又は漏えい検知管の点検を継続実施させること。
(3) (2)の点検等の実施期間中、再度漏えい検知管から油分等が検出された場合、又は油分等の回収が終了しない場合は、試堀を実施させること。

※14(1) 油分等の回収において、固定設備等の設置を必要とする場合は、変更許可申請により処理すること。

(2) 調査の結果について、査察課へ電話等で速報を送ること。

速報項目 ア 欠陥箇所・原因
イ 油分等の分析結果
ウ タンク塗覆装の異状の有無
エ 油分等の回収状況
オ 回収内容の概要
カ その他必要な事項

(3) 後日、事故報告書（規程第33号様式）により安全管理局長あて報告すること。

2 その他の注意事項

(1) 回答書による報告を拒否した場合又は原因調査・油分等の回収指示に応じない場合は、適時、警告書を交付すること。

(2) 漏えいの程度により必要と認められる場合は、このフローによることなく、適時、気密検査・油分等の回収を指示すること。

例1 多量の漏えいの疑いがある場合

例2 3箇所以上の漏えい検知管から同時に油分等が検出された場合

(3) 漏えいの疑いがあるタンクとして、査察課へ電話等で速報を送ったものについては、適時、その後の経過を査察課へ連絡すること。